番号	業務名	担当部局	ページ
1	海外産業情報センター運営業務	産業労働部	1
2	県営住宅退去者滞納家賃管理回収業務	建設部	2
3	調達業務の集約化・外部化	出納事務局	3
4	情報システムの保守・運用管理業務の一元化	地域振興部	4
5	統計業務全般	県民生活部	5
6	県図書館管理運営業務	県民生活部	6
7	県美術館管理業務	県民生活部	7
8	監査業務	監査委員事務局	8
9	宅建業免許申請受付等業務	建設部	9
1 0	各種施設で行われている給食業務	健康福祉部 教育委員会 病院事業庁	1 0
1 1	医業未収金の徴収業務	病院事業庁 (健康福祉部)	1 1
1 2	県職員の健康指導や福利厚生業務	総 務 部 (教育委員会)	1 2

愛知県では、県の事務事業のうち民間が担うことのできる業務について意見募集を行っていますが、20年度末に12の業務について意見・提案が寄せられました。

その意見・提案のあった12の業務について、今年度、あいち市場化テスト監理委員会において、提案者や県の担当部局からのヒアリング、専門家との意見交換などを行いながら審議を重ねてきました。

この資料は、今年度末までの審議結果を委員会意見としてとりまとめたものです。

資料は、意見・提案のあった業務ごとに、以下の3つの内容の構成になっています。

意見・提案の概要・・・・・民間事業者からの意見・提案内容を掲載しました。

県(担当部局)の考え方・・・ の民間事業者からの意見・提案に対する県の担当部局の考え方を掲載しました。

委員会の意見 ・・・・・・・ について、あいち市場化テスト監理委員会において審議を重ねてきた今年度末 における審議結果を掲載しました。

この委員会の意見を踏まえ、引き続き調整を進めて整理のできたものから順次、市場化テスト(官民競争入札又は民間競争 入札)を実施していきます。

業務名

1 海外産業情報センター運営業務

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	意見・提案の内容	民間の既存拠点を利用した海外事務所の運営業務 民間事業者のネットワークを利用した、愛知県への 観光及び国際ビジネス支援の強化
意見・提案の概要	意見・提案の理由	民間が持つ世界各国での既存施設を利用することにより、事務所運営費や人件費の低廉化が図られ、現存の3地域(パリ、サンフランシスコ、上海)の拠点を含め、より多くの拠点での活動が可能になる。 民間事業者の既存ネットワークを活用することにより、情報収集における経費の低廉化が図られ、宣伝力もアップするなど、外客誘致への訴求力が強化される。また、愛知県への進出企業(外資系)や県内中小企業の海外事業進出に、民間レベルでの目線において、より有効な情報提供や受け入れ態勢で事業促進を図ることができる。
	現行の規制の内容	なし

県 (担当 部局)の 考え方

提案のように海外産業情報センターの業務を包括委託することは、県の代表として活動している駐在職員を引き上げて、海外事務所を廃止することになります。事務所の機能のみを現地に残す手法としては、受託者の事業所に県の窓口(県内企業に対する支援や情報収集・発信等)を開設し、業務を行っていただくことが考えられます。

一方、現在の駐在員を配置したまま(=事務所を存続したまま) 提案内容を受け入れる場合には、一部業務委託となりますが、委託 可能な部分について既に委託済み(対内投資促進事業のうちの現地 専門家による企業発掘・調整等)でありますので、コスト縮減につ ながらないと考えています。

海外産業情報センターについては、平成15~16年度に業務内

容や設置場所の見直しを行い、6か所から3か所に統合してきたところですが、変化する経済情勢や行政ニーズを踏まえ、22年度から26年度の5年間を計画期間とする第五次行革大綱において、海外産業情報センターのあり方や必要性、業務の内容、民間委託も含めた運営方法等について検討していくこととしています。

担当部局

産業労働部

委員会

の意見

本業務のうち民間委託が可能な部分は、既に委託済みであり、更なる委託範囲の拡大の余地は小さいと思われます。

提案内容は、海外事務所の業務を包括的に委託するというものですが、それに伴い、駐在職員を引き上げて海外事務所を廃止し、委託先の事務所に県の窓口(例えばサポートデスク)を設置することになります。

これは現在の3海外事務所体制全体の問題でありますので、行政 改革の観点からも、中期的かつ戦略的に海外事務所のあり方を検討 する中で、より効率的な運営手法を含めて検討を深めていくことが 必要です。

また、第五次行革大綱の期間内において、どのようなスケジュールで検討を進めていくのかの工程表を作成することも必要と考えます。

こうした検討内容(進捗状況を含め)について、改めて本委員会 において確認していくこととします。

業務名

| 2

2 県営住宅退去者滞納家賃管理回収業務

意見・提案の概要	意見・提案の内容	貴県における県営住宅の管理戸数は約 6 万戸ですが、当弁護士法人における他自治体の受託実績より、貴県の場合、退去者滞納家賃の件数は 1,500 件~1,800件、総額 6 億円~7 億円と推計します。本葉においては、この退去者滞納家賃の管理回収業務の完全成功報酬の費用体系による外部委託化をご提案申し上げるものです。 退去者を対象とする場合、公営住宅のセーフティネット機能を考慮する必要はなく、行政自らが実施する必要性に乏しいため、専ら回収率の向上と回収業務の効率化を図るべき分野であると考えます。 貴県は、家賃収納事務を愛知県住宅供給公社に委託されていますが、現状の回収率及び委託した際の委託料(当弁護士法人では 31.5%です。)等を鑑みていただき、官民比較の機会を設けていただきますよう、ご提案方々、お願い申し上げます。
	意見・提案の理由	自主財源の確保 当弁護士法人における先行自治体の同種業務の1年間の回収実績は、 ・業務開始後1年経過時の回収率(金額ベース) 3% ・業務開始後1年経過後の分納誓約率(件数ベース) 15% であり、現在の貴県における実績が上記数値を下回っている場合は、歳入は必ず増加します。 水平的公平性の確保 福祉政策的な配慮をするとしても、行政には水平的公平性が要求されるところです。応分の負担を求めること及び機会均等を確保することが重要であり、提案業務の実施により、その公平性の確保が期待できます。また、滞納家賃が解消されることにより、入居者の不公平感を払拭し、結果として入居者家賃の収納率の

向上に繋がります。

	人件費の削減 当該業務に従事していた職員の人件費の削減が見込 めます。 (削減見込 = 年間平均給与額×当該業務従事時間÷ 2,080時間)
現行の規制 の内容	なし 弁護士法第 72 条の規定により、弁護士又は弁護士法人でない 者(民間事業者)に督促などの法律事務を委託することは禁止 されている。

県(担当 部局)の 考え方

県営住宅家賃収納業務は、県営住宅の指定管理者(県住宅供給公社)に委託していますが、提案の退去者滞納家賃の回収には特化していないことから、十分に手が回っていないのが実情です。

提案の完全成功報酬方式で、ランニングコストがかからないので あれば、収納率の向上に寄与する有効な手法と考えます。

ただし、現在のデータ管理システムが古いことから、必要な情報 の提供方法などについて、解決すべき課題があると考えています。

担当部局

建設部

23部局 建設部

本業務は、今まで県及び指定管理者において、手が回っていなかった部分です。

また、提案は完全成功報酬制によるもので、初期経費や維持経費 もかからず、督促から収納まで行うというものであり、十分に評価 できます。

委員会の意見

したがって、提案内容を十分に精査し、委託可能な業務範囲を確定の上、できるだけ早く弁護士や弁護士法人といった外部専門家への委託化を進めるのが適当であると認めますので、スピード感を持って準備作業を進めてください。

なお、業者選定にあたっては、価格のみによるのではなく、質を 確保した上での競争により決定するようにしてください。

業務名

3 調達業務の集約化・外部化

意見・概要	意見・提案の内容	各担当部局、各第三セクターで実施されています調 達業務を集約化・外部化し、外部の専門スキルを活用 することで、調達機能の強化を図り、調達コスト(調 達金額)を削減することをご提案します。 具体的には、調達専門部隊が調達品目・金額・量・ 時期を詳細に検証し、調達内容(仕様内容)の 見直し、配送方法の見直し等を実施することにより、 調達コストの削減を実現します。 これらを実施するには、専門的な分析や検討が不可 欠であるため、調達業務(内部環境(貴県の調達業務) の分析、外部ですることで、貴県は効率的かつおり、 の提示、調達結果(金額・品質等)の検証などの対策的 な調達を実施することで、貴県は効率的かつおりま を集約化・外部化することで、貴県は効率的かつおりま す。(決済権限は継続して貴県にあるほうが好ましいと 判断しています。) さらに第三セクターは自主的な経営をしている一方で、各機関で分散調達等をしているため、第三セクター は特別会計)全体では物件費が割高になっての に特別会計)全体では物件費が割高になっての に特別会計の主であると考えております。第三セクターの調達業務 も集約化することでコスト削減を実施すると関連等 を実施することでコスト削減を実施すると考えております。第三セクターの調達業務をはじめとした各種バックオフィス業務を はじめとした各種バックオフィス業務を集 約化・外部化することで更なるコスト削減を目指すことが可能であると考えております。
	意見・提案の理由	景気低迷による法人税の大幅減収が予想される中、 貴県は県民の雇用機会の整備には配慮しつつも、不必 要なコストに関しては大幅な歳出削減を行い、コスト 構造の見直しをする必要があると認識しています。 貴県の普通会計(平成 18 年度決算ベース)で年間 595 億円の物件費を支出しています。その主な内訳は 需用費が23.6%、役務費が15.7%、委託費が39.1%、

その他(使用料等)が14.5%となっております。こう した調達物には各担当部局による分散調達、調達品目 の細分化、調達物のオーバースペック(過剰仕様)等 で調達金額が割高になっている可能性があると想定し ております。弊社の経験では、官民問わず調達機能や 調達方法を見直すことで、5%~15%程度のコスト削減 を創出する可能性があると考えております。

現行の規制 の内容

なし

本庁の物品調達は、出納事務局がとりまとめて集中調達を行って います。

一般的な事務用品は、単価契約により、年間を通じて同価格で納 品する仕組みで最大限にスケールメリットを活用しています。 平成21年4月からは、物品等電子調達システムを使用したオー

プンカウンタ方式により、更なる事務の効率化、競争性の確保、調

一方、地方機関分は、21年7月から県内3か所の調達拠点で取 りまとめて調達業務を行うことで、調達体制の強化を図っていま す。

担当部局

出納事務局

達コストの低減を図っています。

委員会 の意見

県(担当

部局)の

考え方

提案については、本庁では、出納事務局において集中調達を行っ てきており、十分に調達コストの縮減を実現してきています。

一方、地方機関では、平成21年7月から調達拠点による調達の 集中化に取り組み始めたところであり、まずはそれが軌道に乗り、 その検証を行う必要があります。

したがって、調達拠点が軌道に乗った段階できちんと検証を行う とともに、調達業務のうち民間委託や非常勤化が可能な業務につい ての整理を行っていくことが重要でありますので、その整理結果に ついて、改めて本委員会において確認していくこととします。

業務名

4 情報システムの保守・運用管理業務の一元化

	意見・提案 の内容	100 を超える庁内の情報システムの保守・運用管理業務を一元的に担うことにより、業務・コストの見える化を推進し、類似業務の水平・垂直統合、業者体制の見直し、HW/SW 基盤の統廃合を実現することによって、コスト削減を実現します。 現状の調査をさせて頂ければ、サービスレベル・コスト削減に対して、コミットさせて頂きます。
意見・提案の概要	意見・提案の理由	都道府県及び大規模な市における情報システムの運用経費は、年間 50 億円を超過し、固定費化しているケースが数多く存在します。 弊社が複数の都道府県の実情を分析したところ、予算総額に占めるシステム関連費用の割合は約 1%程度であり、そのうち新規及び再構築に要する費用(投資的経費)は約 2 割弱、運用・保守に要する費用(経常経費)は約 8 割強となっています。 運用・保守に要する費用のうち、税務、人事給与、財務会計などの大型基幹系システムでその 8 割を占めることも判明しています。 地方公共団体が直面する財政危機を踏まえ、貴庁でも情報化関連投資の削減が急務となっていると推察します。 情報化関連投資の削減には、費用の 8 割を占める大規模基幹系システムのコスト削減が不可欠と考えたためです。
	現行の規制 の内容	なし

提案業務は、既に民間委託済みです。

提案のハードウェア・ソフトウェア基盤の統廃合は、一部実施し ていますが、税務、人事給与、財務会計といった規模が大きいシス テムは個別の効率化による安全で安定的な運用を図っていること から、保守・運用管理業務の一元化は行っていません。

県(担当 部局)の 考え方

なお、これらの大規模システムにかかる運用経費が本県の情報シ ステム運用経費に占める割合は、40%未満となっています。また、 情報システム運用経費が本県の予算総額に占める割合は、0.3% 程度となっています。

また、本県では、現状に満足することなくITコンサルタントの アドバイスを受けながら、情報システムの効率化、調達コストの低 減を図っています。

このほか、本県では、汎用コンピュータの廃止とこれに伴う各業 務システムで利用するサーバ等機器類の統合を計画しています。

その際には、ご提案の趣旨にもつながる、この統合機器類を一括 して保守・運用することで更なる効率化をめざしています。

担当部局

地域振興部

委員会 の意見

担当部局では、この提案を受ける以前から、独自に現行システム の切り替え時期を見据えた、より省力化と効率化をめざしたシステ ムへの移行を計画したことから、その計画と提案について、IT専 門家の助言も参考にしながら本委員会において検討をしました。

その結果、担当部局の計画のサーバ系システムへの移行は、従来 の汎用コンピュータを中心としたシステムより、効率性、機動性、 操作性において、大幅に向上するものであることが確認できました。

一方、提案のシステムの保守・運用管理業務を一元化する考え方 は、サーバ系システムへの移行にあたって、共通基盤化を進める上 で重要なポイントであり、提案者、担当部局ともに業務の効率化と コスト縮減をめざしていることは共通目標であることから、両者の 特長を効果的に取り入れていくことで、より良いシステムへの移行 が可能になるとの結論を得ました。

担当部局は、意欲ある事業者の知恵やノウハウを十分に活用しな がら、計画の具体化を進めてください。

業務名

5 統計業務全般

	意見・提案 の内容	調査対象者の理解度や利便性向上、職員の負荷削減を目指し、調査対象者が自分で解決できる仕組みの整備や当該業務のアウトソーシングをご提言します。 また、回収率とデータ精度の向上を目指し、従来の調査票を回収するまでの各業務の見直しやITツールの活用をご提言します。
意見・提案の概要	意見・提案の理由	統計業務は、調査対象者の調査へのご協力度合いや質問事項への理解度、職員が各種作業に掛けられる手間の程度等に依存する部分が多いことから、特に問い合わせ対応と督促、調査票の回収、分析での課題対応が重要であると認識しております。 アウトソーシングやITツールを活用されることで、現在の統計業務のご担当者様は、作業管理や報告内容の確認が主な業務となるため、これまで統計業務に割いておられた工数の大半を、本来的な業務遂行にご利用頂けるようになるものと考えます。
	現行の規制 の内容	なし

県(担当 部局)の 考え方

提案業務である国の統計調査に必要な経費は、国庫(統計調査事 務地方公共団体委託費)をもって充て、国庫負担の統計専任職員を 置いて業務を行うこととなっています。

統計専任職員の行う業務を民間委託するためには、人件費を物件 費に流用しなければなりませんが、現行の規定では流用が認められ ていないことから、委託ができません。

統計調査に必要な事務費は、統計調査地方公共団体委託費で措置 されています。政令により民間事業者への委託が認められている統 計調査もありますが、民間事業者にとって採算の合う予算が措置さ れておらず、総務省統計局においてモデル事業を実施してはいます が、事実上民間委託は困難な状況です。

全国的にみても、国の統計調査を民間開放している地方公共団体 は、今のところないものと承知しております。

担当部局

県民生活部

委員会 の意見

本業務は法定受託事務であり、統計専任職員の人件費が国費で賄 われており、人件費を委託費に流用することが認められていない現 状では、統計専任職員が行っている業務を民間委託しても、コスト 面でのメリットが出ない仕組みになっています。

したがって、当面、この規制が緩和されるのを注視していくこと とします。

業務名

| 6

6 県図書館管理運営業務

	意見・提案 の内容	効率化等の観点から、カウンターでの貸出・返却業務、書庫内資料管理業務、書庫出納業務など窓口における貸出業務や簡便なレファレンス業務、バックヤードの事務・整理作業など、司書の基幹業務以外の業務を併せて、包括的に民間に任せる。
意見・提案の概要	意見・提案の理由	行政の司書がすべての業務をやらなければないというわけではない。 民間のアイデアをいれることで、利用者の質的満足度を向上させるサービスの導入が見込まれる。 また、包括的に任せることで、人員の役割分担や配置について、より効率的かつ柔軟に実施できる可能性がある。 愛知県のHPに掲載されている指定管理者制度導入施設一覧では、直営の是非を随時検討する施設の中に、愛知芸術文化センターが掲載されており、市場化テストの対象として検討が可能と思料する。 「平成19年度愛知県市場化テストモデル事業監理委員会」議事録に、「県図書館については、指定管理者制度の対象であることから、モデル事業として検討する必要はないと思う。」とあるが、指定管理者制度の対象として検討された経緯が確認できない。
	現行の規制の内容	なし

県(担当 部局)の 考え方 提案のあった「窓口業務」や「バックヤードの事務・整理作業」 は、既に非常勤化(嘱託)により実施しています。

また、清掃、警備、電気・空調設備などの運転管理及び各種設備の保守点検、書誌データ作成、資料装備、AV室のカウンター業務(視聴、貸出・返却)なども、既に民間委託により実施しています。

今後も、県図書館の運営業務について、図書館運営に精通した正 規職員(司書)による専門的な知識や判断が必要な業務と民間委託 (又は非常勤化)の可能性がある業務の洗い出しに努め、合理化を 図ることとしています。

なお、指定管理者制度については、国会レベル、国(文部科学省)においても図書館、博物館などの社会教育施設への導入について慎重な考え方が示されていることから、県民生活部としても県図書館への導入については慎重に検討していきたいと考えています。

担当部局

県民生活部

委員会 の意見

現在、担当部局において、図書館業務のあり方や人員配置について検討を進めているところですので、その検討結果について、改めて本委員会において確認することとします。

検討にあたっては、基幹業務と付随業務、施設管理・運営業務の 整理がきちんとなされ、民間委託が可能な業務は包括的に委託する ことで一層のコスト縮減を図るなど、より効率的な運営が可能にな るような観点で検討を深めてください。

業務名

7 県美術館管理業務

		意見・提案の内容	学芸員が執り行う企画・学芸部門の業務領域を限定し、事務的業務、県民サービス業務及び施設の管理業務を委託する。 島根県では県立美術館において、指定管理者制度を導入している。 県職員として学芸員を採用しつつ、一般事務は民間に添わ、民間の経営センスを美術館経営に活かしてい
拼	意見・提案の概要	意見・提案の理由	に委ね、民間の経営センスを美術館経営に活かしている。 愛知県のHPに掲載されている指定管理者制度導入施設一覧では、直営の是非を随時検討する施設の中に、愛知芸術文化センターが掲載されており、島根県の手法を参考にして施設管理部門と併せて検討を行う余地があるものと思料。 愛知県のHPに掲載されている寄せられた意見一覧から抜粋すると、「民間事業者による芸術文化センター事業実施については、以下の問題点などを解決する必要があります。 極めて専門性が高い美術館の企画展事業や文化情報センターの自主事業を円滑に継承、運営すること・・・」とある。 従って、学芸員が務めるべき範囲と民間的手法で効率化・サービスの向上を図るべき範囲とを仕分けすることは可能ではないか。特に、施設管理上の規制はないものと思われる。
		現行の規制 の内容	なし

施設管理は一体で行われていることから、美術館の管理のみを委託 化することはできないと考えています。 美術館業務のうち、ギャラリー利用受付、チケット窓口販売、展

示室案内監視などの業務を始め、委託可能な部分については既に民 間委託済みです。

一方、美術品の収集・保存、展覧会の企画、教育普及事業など高 い専門性が必要な業務は、引き続き正規の学芸員が行うべきと考え ています。

県美術館は愛知芸術文化センターという複合施設の一部であり、

また、あいちトリエンナーレ2010は、主会場を愛知芸術文化 センターとし、県直営で行うこととしています。

担当部局

県民生活部

県(担当 部局)の

考え方

県美術館は、愛知芸術文化センター(複合施設)の中に入ってお り、施設管理業務は、芸文センター全体で包括的に行うのが効率的 であり、美術館部分だけを切り出すことは望ましくないと思われま す。

トリエンナーレ2010後の人員配置や業務体制について、現在、 担当部局において検討を進めているとのことですので、その検討結 果について、改めて本委員会において確認することとします。

委員会 の意見

また、芸文センターの施設管理業務のうち民間委託が可能な業務 は、既に委託済みですが、業務ごとに個別契約していることから、 包括的に契約するなど更に契約手法を工夫することで、より効率的 な運営が可能になると思われますので、併せて検討してください。

なお、将来的には芸文センターの大規模改修が必要になることか ら、その際には、改修工事とその後の運営も含めてトータルでの検 討が必要になりますので、中長期を見据えた施設全体の維持・管理 の最適化について検討を加えてください。

業務名

8 監査業務

	意見・提案 の内容	愛知県における監査機能について、客観性を高め、 自浄能力を向上させるため、監査委員事務局が行う監 査業務全般について、監査計画の策定の段階から実施 に至るまで一貫して民間の監査法人が参画する。 ・基本方針の立案、監査計画の立案 ・項目ごとの監査手続の立案 ・監査計画に基づく監査手続きの実施 ・監査結果の総括と監査報告 等
意見・提案の概要	意見・提案の理由	監査法人が参画することで、監査能力の向上、独立性の確保を図り、合わせてコスト削減を目指すもの。 監査法人では、リスクアプローチという手法を使って効率的、効果的な監査を実施している。民間のノウハウを活用してダブルチェック体制とすることで、監査委員の監査機能の向上及び内部監査の独立性を高めることになり、ひいては不当な財政支出を防ぎ、適切な財政支出を確保することに繋がる。
	現行の規制 の内容	大阪府の大阪版市場化テストで、監査委員事務局が 行う監査業務全般について提案されており、行政上の 問題点を指摘することに支障はないとされている。

県(担当 部局)の 考え方

提案のように、監査委員事務局が行う監査業務全般を包括的に民 間事業者に委ねることは、監査委員に事務局を置き、監査委員が任 命した職員がその指揮命令を受けて監査委員に関する事務に従事 するという地方自治法の規定との兼ね合いで疑義があるものと考 えます。

提案業務は、監査委員の指示を受けて事務局職員が機動的に対応 しながら行われる業務であり、包括的な業務委託には馴染まない業 務であると考えています。

なお、本県では、平成21年度から監査委員が1名増員(公認会

計士)されるとともに、財政的援助団体等監査に対する事務局監査 に公認会計士の専門的知見を活用する取組みを新たに始めるなど、 監査機能の充実強化に努めています。

市場化テストによる民間事業者への監査業務の委託にあたって は、先行事例の取組みについて十分検証する必要があると考えてお ります。

担当部局

監査委員事務局

委員会 の意見

提案は、監査委員の補助機関である監査委員事務局の業務を包括 的に民間委託するものであり、その実現は難しいと思われます。

しかしながら、他県においては、監査委員事務局の業務の一部に ついて、監査機能を高めるために外部専門家を活用する手法を取り 入れているところもあり、また、愛知県も今年度から、財政的援助 団体監査の一部を監査法人に委託することを始めたところでもあり ます。

こうした外部専門家を活用していく取組みの検証を踏まえて、愛 知県にとって望ましい監査のあり方について検討した上で、外部専 門家の活用方法を整理していく必要がありますので、その検討結果 について、改めて本委員会において確認していくこととします。

業務名

9 宅建業免許申請受付等業務

	意見・提案の内容	申請窓口での業務(形式チェック、申請者への補正連絡等) 宅建免許事務等処理システムへの申請内容の入力、宅 建業免許台帳等作成 免許通知書発送等業務 閲覧対応 等
意見・提案の概要	意見・提案の理由	本提案は、宅建業免許申請受付等業務のうち、申請書類の受付、形式的チェック、システム入力、一次電話対応など公権力の行使にかかわらない業務について、民間事業者のアイデア・ノウハウを活用して、サービスレベルの向上、スリム化・効率化を目指すもの。愛知県のHPでは、宅地建物取引業免許に関することの提出先は、建設部建設業不動産業課とのことで、業務の実施場所が集約されている場合は、民間委託の可能性のある業務と思われる。
	現行の規制 の内容	公権力行使に該当する業務として、要件審査(裁量判断を伴うもの)受付印(公印)の押印、審査(可否の判断)その他調整業務(議会、予算等)があると思われ、これらを除外した業務が、既に外部化している業務があればそれも含めて、想定される。

県(担当 部局)の 考え方

宅建業免許申請受付等業務のうち民間委託が可能な部分は、シス テム入力や形式的な書類確認事務等に限られ、委託可能な部分の切 り出しは1.84人分と小さいものです。

提案のうち、受付業務は、窓口事務から審査まで一人の職員がま とめて処理した方が効率的であり、委託化により業務を分けること によるデメリットの方が大きいと考えています。

担当部局

建設部

本業務のうち一部は、民間委託が可能と思われます。

しかしながら、愛知県においては業務量が小さく、民間委託が可 能な部分を切り出した場合に、かえってコスト増につながる可能性 があります。

委員会 の意見

また、従来、申請データ入力業務を民間委託していたものの、他 の業務との連携がうまくいかないため、平成20年度からは直営に 戻すとともに、その際には非常勤嘱託員化などのコスト縮減も併せ て実現してきたといった経緯もあることから、現状において再び委 託に戻す必要性は認められませんでした。

業務名	1 0	各種施設で行われている給食業務
-----	-----	-----------------

意見・提案の概要	意見・提案の内容	学校を始めとする給食に関連する業務 ・施設維持管理 ・調理 ・配送 ・献立原案作成 ・食材調達
	意見・提案の理由	調理や配給業務を始め、給食に関連する業務は、民間で代替できる可能性のある業務であり、市町村の学校給食においては PFI 等の民活手法の導入が進展している。 学校、病院など幅広い施設で必要となる業務であり、委託契約の仕様によって、スケールメリットを見いだすことも可能になるものと思料。
	現行の規制の内容	学校教育法第5条の場合、「学校の設置者は、その設置する学校を管理する」とあるが、学校教育に係る業務以外で、物的管理については委託が可能。

(共通)

提案のうち、献立表の作成基準づくり等は、給食が治療又は学校教育の一環であり、栄養管理の徹底を図るため、栄養士を置いて直営で行う必要があります。

県(担当 部局)の 考え方

1.健康福祉部

コロニーにおいて、食器等洗浄業務の部分は既に民間委託済みです。

将来的には、調理業務の部分についても民間委託を進めていきます。

2.教育委員会

25の特別支援学校、27の定時制高校において、給食業務に従事する職員の雇用の確保を前提としながら、退職不補充により

保護者・教育関係団体等の理解を得た上で計画を策定し、順次、 民間委託を進めていきます。

3.病院事業庁

4つの県立病院(廃止予定の1病院を除く)のうち、2病院に おいて給食業務全体を、既に民間委託済みです。

他の<u>2</u>病院は、給食業務に従事する職員の処遇に配慮しなが ら、退職不補充により、順次、民間委託を進めていきます。

担当部局

層の努力をしてください。

健康福祉部、教育委員会、病院事業庁

委員会 の意見

本業務は、既に民間委託を計画的に進めてきており、引き続き計画的に進めてください。

退職者不補充を基本として、少しでも早い時期での委託化が可能 となるように、同様の施設を有する部局が連携を密にしながら、一

業務名	1 1	医業未収金の徴収業務
-----	-----	------------

意提案	意見・提案の内容	県の医業未収金の徴収業務について、すべての病院に係る同業務を一括して民間競争入札を実施する。電話、文書による支払案内業務(集金代行業務)分割支払の相談業務、居所不明者に係る住所等の調査業務のすべて・滞納者に対する電話や文書による自主的納付の呼びかけ事業・滞納者宅への訪問による自主的納付の呼びかけ業務及び収納業務・居所不明者に係る住所等の調査業務・納入通知書、督促状等の印刷、作成、封入等の補助業務・強制処分に関する補助的な業務など
	意見・提案の理由	兵庫県や沖縄県の場合、未収金について、電話と文書での支払案内や債権の確認、銀行振り込みによる収納の案内及び収納、納入義務者等の所在等の調査の実施例がある。また、愛知県の複数の病院で行われている同業務の集約化を図ることで効率化が期待できる。
	現行の規制の内容	自治体病院の未収金の徴収について、国税滞納処分の例による滞納処分を行うことは、法律上認められていないので、徴収業務に係る委託可能範囲については民間医療機関における場合と同様に取り扱われることとなる。 医業未収金の管理回収業務は、現行の「債権管理回収業に関する特別措置法」の特定金銭債権の対象外とされている。 自治体病院における医業未収金の徴収業務のうち、弁護士法に定める「法律事務」を民間事業者に委託することはできない。

(病院事業庁所管の県立病院)

提案内容は、未収金回収業務のうち、自主的納付の勧奨、住所な どの調査業務等であり、直接的な未収金の減少につながらないと思 われます。

県立病院における未収金回収業務は、現在、直営と医事業務委託

の一部で行っており、未収金の発生を未然に防止する業務と連携し て行っているため、提案業務を分割して委託することは効果が見込 めないと考えています。

(健康福祉部所管の心身障害者コロニー中央病院)

心身障害者コロニー中央病院で診察を受ける方の多くは、障害者 医療費等の助成を受けることができるため、本人の自己負担額はほ とんど発生せず、また、継続的に診療を受けることから病院との関 係が密接ですので、一般の病院に比べて未収金が発生しにくい構造 になっています。

担当部局

県(担当

部局)の

考え方

病院事業庁(健康福祉部)

委員会

の意見

提案内容は、支払案内業務から集金代行業務までの法律事務に該 当しない行為についての委託に止まっていますが、本委員会として は、「2 県営住宅退去者滞納家賃管理回収業務」の提案のように、 弁護士法人(弁護士)であれば督促から収納までの一連の業務を委 託することができると考えます。

そこで、提案内容を一歩踏み込み、「2」の提案の完全成功報酬制 による未収金の回収は、県にとってメリットも大きいことから、委 託可能な業務範囲を精査の上、できるだけ早く弁護士や弁護士法人 といった外部専門家への委託を進めるのが適当であるとの結論に達 しました。

病院事業庁では、本委員会の意見を踏まえ、県立病院の医業未収 金について、平成22年6月頃からの完全成功報酬制による民間委 託の実施に向けて準備中であり、この積極的な取組みは高く評価で きます。

なお、健康福祉部のコロニー中央病院については、病院の特殊性 により医業未収金が少額であることから、引き続き職員による対応 が妥当と思われます。

業務名

12 県職員の健康指導や福利厚生業務

意見・提案の概要	意見・提案 の内容	職員の健康管理を民間事業者に委託する。 ・職員の健康診断 ・職員の健康指導・相談 ・職員のメンタルヘルス相談 職員自身が自分にあった福利厚生プログラムを選択できるカフェテリアプランを導入の上、その運用を民間事業者に委託する。
	意見・提案の理由	職員(従業員)の健康管理などの福利厚生は、事業主に発生する業務であり、その点は、官民の間で差はないと思われる。 民間では、健康管理部門のアウトソースが進んできており、その受け皿としての管理会社は多数存在していることから、公務員といえども民間と同様に業務委託することは十分可能である。 その他の福利厚生プログラムにおいても、企画・予算といった事業主の裁量に関わる部分は、愛知県の直営に留め置き、プログラムを実施する運用の部分を民間事業者に委託することは可能と思われる。
	現行の規制 の内容	なし

県(担当 部局)の 考え方

提案業務は、職員健康診断業務の全部、健康指導・相談業務のう ち事業主として県が行わなければならない部分を除いて、委託可能 な部分は、既に民間委託済みです。

これ以外の職員の福利厚生は、地方職員共済組合と職員互助会が 実施しています。

担当部局

総務部(教育委員会)

委員会 の意見

本業務のうち委託可能な部分は、既に委託済みであり、委託範囲 の拡大は難しいと思われます。

一方で、委託が特定の団体への随意契約となっていることから、 競争により実施者を決定していく環境整備を進めることで、公平性 と透明性の確保を図っていく必要がありますので、その実現に向け た取組みを進めてください。